

環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う
補助事業者の公募についての審査結果

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

次のとおり、上記事業を実施する補助事業者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年3月10日～令和8年3月24日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 業務理解度：各事業に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。
- 2) 実施手順：事業フロー及び工程計画が計画的かつ効率的に設定されているかどうか。
- 3) 的確性：事業効果を明示するとともに業務の実施方法を的確に定め、その業務内容が適切なものであるか。
- 4) 実現性：事業実施にあたっての実現性が担保されているかどうか。
- 5) 専門性：専門的な検討・分析手法等を有するかどうか。
- 6) 積算の妥当性：提案された事業の費用の積算が妥当かどうか。

<選定した事業者>

ア. 住宅・建築物の省エネ性能の実態や設計者の省エネ計算への習熟状況等を踏まえた省エネ性能の評価方法等の検討

提案者：3者（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター、一般社団法人日本サステナブル建築協会、建築研究開発コンソーシアム）

選定：一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター、一般社団法人日本サステナブル建築協会、建築研究開発コンソーシアム

イ. 建築物におけるエネルギー消費量の実態等に係る調査・データベースの整備

提案者：2者（一般社団法人環境共生まちづくり協会、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター）

選定：一般社団法人環境共生まちづくり協会、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター

ウ. 消費者が省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方等の検討

提案者：1者（一般社団法人環境共生まちづくり協会）

選定：一般社団法人環境共生まちづくり協会

- エ. 消費者が住宅・建築物の省エネ性能の向上による便益（経済性・健康性・快適性等）を効果的・効率的に認識するために必要な体制の調査・普及
提案者：1者（一般社団法人日本サステナブル建築協会）
選 定：一般社団法人日本サステナブル建築協会
- オ. 気候風土適応住宅の独自基準の策定に係る課題の調査・分析、普及に向けた検討及び国が定める基準の相談窓口
提案者：1者（一般社団法人環境共生まちづくり協会）
選 定：一般社団法人環境共生まちづくり協会
- カ. 住宅・建築物の環境性能を総合的に評価する手法等の検討
提案者：1者（一般社団法人日本サステナブル建築協会）
選 定：一般社団法人日本サステナブル建築協会
- キ. 住宅・建築物の省エネ性能表示制度等に係る調査・分析、普及に向けた検討
提案者：1者（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
選 定：一般社団法人住宅性能評価・表示協会
- ク. 建築物LCCO₂評価に活用する建材設備等のCO₂原単位（EPD・CFP）の普及拡大促進に係る調査、普及・広報
提案者：3者（一般社団法人サステナブル経営推進機構、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会）
選 定：一般社団法人サステナブル経営推進機構、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会

※上記アからクのうち、複数の事業を実施する場合でも提案可能とした